

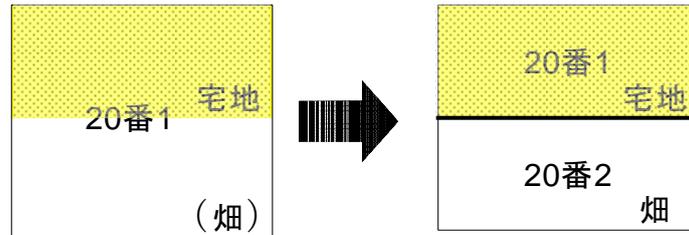
地籍調査でできること、できないこと

1. 地籍調査でできること

地籍調査において、次のような場合は、修正又は訂正ができます。

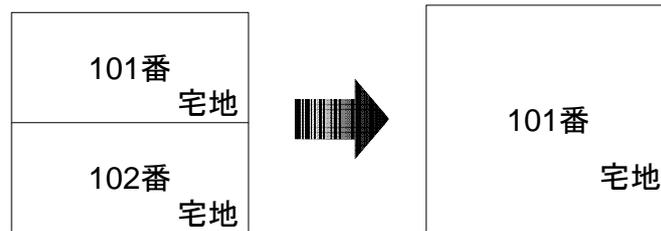
(1) 分筆

一筆の土地の中に現況の土地利用が異なった部分があるか、管理上はっきりした区分けがある場合には、二筆以上に分けることができます。ただし、所有者は変更できません。



(2) 合筆

隣接する土地（数筆でも）で、字、現況地目、所有者（名義・住所）が同一である場合は、一筆にまとめることができます。ただし、所有権以外の権利（抵当権など）が設定されている場合はできないこともあります。



(3) 住所の変更および氏名の訂正

登記簿に記載されている土地所有者名の字の誤り訂正や住所の変更ができます。
※氏名の訂正は、文字の間違いや婚姻等による訂正に限られます。

(4) 地目変更

登記簿の地目と現況の土地利用が異なっている場合は、現況の地目に合わせます。ただし、農地法などの他の法律の規定により変更できない場合があります。

2. 地籍調査でできないこと

(1) 所有権の移転

合筆ができる場合の相続登記を除いて、所有権の移転（交換、相続登記など）に関することはできません。